

香芝市訓令甲第9号

各 部 課
各出先機関

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員服務規程の一部を改正する訓令

香芝市職員服務規程（平成17年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第7条に定める勤務時間以外に勤務する場合（同条に定める勤務時間の終了後に継続して勤務する場合に限る。）における勤務時間の開始時刻は、やむを得ない事情がある場合を除き、同条に定める勤務時間の終了時刻から15分後とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。